

こ 成 保 第 542 号
令和 7 年 9 月 18 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業）等（令和 6 年度補正予算分）分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業）等（令和 6 年度補正予算分）分）交付要綱」により行うこととされ、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別 紙

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業）等（令和 6 年度補正予算分）分）交付要綱

（通則）

- 1 令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業）等（令和 6 年度補正予算分）分）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育所等、認可外保育施設並びに病児保育事業及び一時預かり事業を実施する事業所等における I C T 化等を推進し、こどもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（1）保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業）

「保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業（うち、保育施設等における I C T 導入状況等に関する調査研究事業を除く））（令和 6 年度補正予算分）の実施について」（令和 7 年 2 月 13 日こ成保第 128 号）の別紙に定める「保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業（うち、保育施設等における I C T 導入状況等に関する調査研究事業を除く））（令和 6 年度補正予算分）実施要綱」による次に掲げる事業

① 保育所等における業務の I C T 化を行うためのシステムの導入

ア 市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う事業（特別区及び財政力指数が 1.0 以上の市町村が行う事業については、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ対象。）

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

② 通訳や翻訳のための機器の導入

ア 市町村が行う事業（特別区及び財政力指数が 1.0 以上の市町村が行う事業を除く。）

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

③ 認可外保育施設における機器の導入

ア 都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が行う事業（特別区及び財政力指数が 1.0 以上の都道府県等が行う事業については、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ対象。）

イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

④ 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）の I C T 化を行うためのシステムの導入

ア 市町村（一部事務組合を含む。以下当該事業に係る部分は同じ。）が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

⑤ 保育士等の研修のオンライン化事業

ア 都道府県等が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

⑥ 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化

ア 都道府県が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

⑦ 児童館の I C T 化を行うためのシステム導入

ア 都道府県等が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

⑧ 医療的ケア児を受入れる保育所等における I C T 機器導入

ア 市町村が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

⑨ こども誰でも通園制度実施施設における I C T 機器導入

ア 市町村が行う事業（特別区及び財政力指数が 1.0 以上の市町村が行う事業を除く。）

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

（2）保育環境改善等事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和 5 年 4 月 19 日こ成保第 15 号）の別添 5 に定める「保育環境改善等事業実施要綱」のうち、環境改善事業（安全対策事業）のうち、性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業における次に掲げる事業

① 都道府県等が行う事業

② 都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

（3）過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

「多様な保育促進事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日こ成保第 179 号）の別添 10 に定める「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業実施要綱」により市町村（一部事務組合を含む。以下当該事業に係る部分は同じ。）が行う事業

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、別表の第 1 欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された施設ごと（3 の（1）の④については自治体又は施設ご

と（直接補助事業の場合に限る。）、（１）の⑤、⑥及び（３）については第２欄の種目ごと）の算出額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）直接補助事業

ア 施設ごと（３の（１）の④については自治体又は施設ごと、（１）の⑤、⑥のア及び（３）については第２欄の種目ごと）に、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（２）間接補助事業

① ３の（１）の⑤から⑧のイの事業

ア 施設ごと（３の（１）の⑤から⑥のイについては第２欄の種目ごと）に、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県等が補助した額を比較して少ない方の額に、第５欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② ３の（１）の①から④、⑨のイ及び（２）の②の事業

ア 施設ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に４分の３を乗じた額と市町村（３の（１）の③のイ及び（２）の②については都道府県等）が補助した額を比較して少ない方の額に、第５欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（補助金の概算払）

５ こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（交付の条件）

６ この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （１） 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- （２） 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- （３） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
- （４） 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定め

る期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。

- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県等は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (10) 都道府県等が間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1) から (7) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (3) まで及び (7) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」（市町村の場合は「市町村長」）と、(4) 及び (5) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」（市町村の場合は「市町村長の承認」）と、(5) 及び (7) 中「国庫」とあるのは「都道府県」（市町村の場合は「市町村」）と、(4) 及び (7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(4) の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業

により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (11) (10) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (12) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、3 に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。

イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式 4 に添えて、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 5 に添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出を行うものとする。

- (2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続きに従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 こども家庭庁長官は、7 による交付申請書又は 8 による変更交付申請書が到達した日から起算して原則として 1 か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式 6 又は別紙様式 7 により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、3 に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に係る書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式 9 に添えて令和 8 年 4 月 10 日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの事業実績報告書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 10 に添えて令和 8 年 4 月 10 日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に係る書類を添えて、事業が完了した日から起算して 1 か月を経過した日（6 の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日）又は令和 8 年 4 月 10 日のいずれか早い日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式 11 により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により、4、7、8 及び 11 に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率																																
直接 補助 事業	保育所等 業務効率 化推進事 業（保育 所等にお けるＩＣ Ｔ化推進 等事業）	1. 保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入 A 保育に係る計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能 C 保護者との連絡に関する機能 D キャッシュレス決済に関する機能 上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて国庫補助基準額を以下のとおりとする。 <端末購入等を行わない場合> <table><tr><td>1 機能を導入する場合・・・1 施設当たり</td><td>200,000 円</td></tr><tr><td>2 機能を導入する場合・・・1 施設当たり</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td>3 機能を導入する場合・・・1 施設当たり</td><td>600,000 円</td></tr><tr><td>4 機能を導入する場合・・・1 施設当たり</td><td>800,000 円</td></tr></table> <端末購入を行う場合> <table><tr><td>1 機能を導入する場合・・・1 施設当たり</td><td>700,000 円</td></tr><tr><td>2 機能を導入する場合・・・1 施設当たり</td><td>900,000 円</td></tr><tr><td>3 機能を導入する場合・・・1 施設当たり</td><td>1,100,000 円</td></tr><tr><td>4 機能を導入する場合・・・1 施設当たり</td><td>1,300,000 円</td></tr></table> ※ 特別区及び財政力指数が 1.0 以上の市町村は、B の機能を導入する場合のみが対象 2. 通訳や翻訳のための機器の導入 <table><tr><td>1 施設当たり</td><td>150,000 円</td></tr></table> 3. 認可外保育施設における機器の導入 <table><tr><td>1 施設当たり</td><td>200,000 円</td></tr></table> ※ 特別区及び財政力指数が 1.0 以上の都道府県等は、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみが対象 4. 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入 <table><tr><td>1 自治体当たり</td><td>5,000,000 円</td></tr><tr><td>1 施設当たり</td><td>1,000,000 円</td></tr></table> 5. 保育士等の研修のオンライン化事業 <table><tr><td>1 自治体当たり</td><td>4,000,000 円</td></tr></table> 6. 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化 こども家庭庁長官が別に定める額 7. 児童館のＩＣＴ化を行うためのシステム導入 <table><tr><td>1 施設当たり</td><td>500,000 円</td></tr></table> 8. 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるＩＣＴ機器導入 <table><tr><td>1 施設当たり</td><td>200,000 円</td></tr></table> 9. こども誰でも通園制度実施施設におけるＩＣＴ機器導入 <table><tr><td>1 施設当たり</td><td>200,000 円</td></tr></table> ※ 保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入及び『「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領」（平成 27 年 5 月 21 日 初等中等教育局長裁定）の別紙 4 幼児教育の質の向上のためのＩＣＴ化支援』において対象となっている施設の一部で実施するもの並びに特別区及び財政力指数が 1.0 以上の市町村が運営するものを除く	1 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	200,000 円	2 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	400,000 円	3 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	600,000 円	4 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	800,000 円	1 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	700,000 円	2 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	900,000 円	3 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	1,100,000 円	4 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	1,300,000 円	1 施設当たり	150,000 円	1 施設当たり	200,000 円	1 自治体当たり	5,000,000 円	1 施設当たり	1,000,000 円	1 自治体当たり	4,000,000 円	1 施設当たり	500,000 円	1 施設当たり	200,000 円	1 施設当たり	200,000 円	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2 （注 1） 2 / 3 （注 2） 2 / 3
	1 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	200,000 円																																		
2 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	400,000 円																																			
3 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	600,000 円																																			
4 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	800,000 円																																			
1 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	700,000 円																																			
2 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	900,000 円																																			
3 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	1,100,000 円																																			
4 機能を導入する場合・・・1 施設当たり	1,300,000 円																																			
1 施設当たり	150,000 円																																			
1 施設当たり	200,000 円																																			
1 自治体当たり	5,000,000 円																																			
1 施設当たり	1,000,000 円																																			
1 自治体当たり	4,000,000 円																																			
1 施設当たり	500,000 円																																			
1 施設当たり	200,000 円																																			
1 施設当たり	200,000 円																																			
	保育環境 改善等事 業（安全	性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業 1 施設あたり 100,000 円	保育環境改善等事業（安全対策事業）	1 / 2																																

	対策事業)		を実施するために必要な需用費 (燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費 (通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費	
	過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業	1. 一般型 1自治体あたり 年額 10,000 千円 2. 被災地支援型 (※) 1自治体あたり 年額 15,000 千円 ※ 令和6年能登半島地震による被害の大きかった石川県輪島市、珠洲市、七尾市、志賀町、穴水町、能登町の3市3町で実施する場合のみに適用。	過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費 (消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費)、役務費 (通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助金及び交付金	3 / 4
間接補助事業	保育所等業務効率化推進事業 (保育所等におけるICT化推進等事業)	1. 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入 A 保育に係る計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能 C 保護者との連絡に関する機能 D キャッシュレス決済に関する機能 上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて国庫補助基準額を以下のとおりとする。 ＜端末購入等を行わない場合＞ 1機能を導入する場合・・・1施設当たり 200,000 円 2機能を導入する場合・・・1施設当たり 400,000 円 3機能を導入する場合・・・1施設当たり 600,000 円 4機能を導入する場合・・・1施設当たり 800,000 円 ＜端末購入を行う場合＞	保育所等業務効率化推進事業 (保育所等におけるICT化推進等事業)を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需	保育所等に保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入、通訳や翻訳のための機器の導入、認可外保育

		1 機能を導入する場合・・・1施設当たり 700,000 円 2 機能を導入する場合・・・1施設当たり 900,000 円 3 機能を導入する場合・・・1施設当たり 1,100,000 円 4 機能を導入する場合・・・1施設当たり 1,300,000 円 2. 通訳や翻訳のための機器の導入 1施設当たり 150,000 円 3. 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり 200,000 円 4. 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入 1施設当たり 1,000,000 円 5. 保育士等の研修のオンライン化事業 1自治体当たり 4,000,000 円 6. 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化 こども家庭庁長官が別に定める額 7. 児童館のＩＣＴ化を行うためのシステム導入 1施設当たり 500,000 円 8. 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるＩＣＴ機器導入 1施設当たり 200,000 円 9. こども誰でも通園制度実施施設におけるＩＣＴ機器導入 1施設当たり 200,000 円 ※ 保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入及び『「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領」（平成27年5月21日 初等中等教育局長裁定）の別紙4 幼児教育の質の向上のためのＩＣＴ化支援』において対象となっている施設の一部で実施するものを除く	用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	施設における機器の導入、病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入及びこども誰でも通園制度実施施設におけるＩＣＴ機器導入の場合 2／3 （注1） 8／9 保育士等の研修のオンライン化事業、保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化、児童館のＩＣＴ化を行うためのシステム導入及び医療的ケア児を受入れる保育所等におけるＩＣＴ機器導入の場合 1／2
	保育環境改善等事業（安全	性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業 1施設あたり 100,000 円	性被害防止対策に係る設備等支援	2／3

	対策事業)		事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金及び交付金	
--	-------	--	---	--

（注１）以下の場合、補助率を２／３（間接補助事業に関しては８／９）に嵩上げする。

- ・ 保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入において、地域におけるＩＣＴ導入の実態や課題を整理し、ＩＣＴ導入の促進や活用方法の共有等を協議するために、市町村、保育事業者、ＩＣＴ関連事業者等が参画する協議会等を設置した場合（既存の保育等に関する協議会等において、同様の整理や協議等を行う場合も含む）
- ・ 認可外保育施設における機器の導入において、地域におけるＩＣＴ導入の実態や課題を整理し、ＩＣＴ導入の促進や活用方法の共有等を協議するために、都道府県等、保育事業者、ＩＣＴ関連事業者等が参画する協議会等を設置した場合（既存の保育等に関する協議会等において、同様の整理や協議等を行う場合も含む）
- ・ こども誰でも通園制度実施施設におけるＩＣＴ機器導入において、地域におけるＩＣＴ導入の実態や課題を整理し、ＩＣＴ導入の促進や活用方法の共有等を協議するために、市町村、保育事業者、ＩＣＴ関連事業者等が参画する協議会等を設置した場合（既存の保育等に関する協議会等において、同様の整理や協議等を行う場合も含む）

（注２）以下の自治体については、１自治体当たりの補助率を２／３に嵩上げする。

- ・ 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業）における「病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のＩＣＴ化を行うためのシステム導入」において、管内の病児保育施設の７０％以上に予約システムを導入した自治体

別紙様式1

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金
(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)調査

都道府県名

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金 相当額	支出済額	うち国庫補助金 相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

＜ 番 号 ＞
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

〇 〇 都 道 府 県 知 事
〇 〇 市 町 村 長

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日こ成保第※号により交付決定を受けた令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)について令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)交付要綱6の(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

別紙様式3

＜ 番 号 ＞
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

〇 〇 都 道 府 県 知 事
〇 〇 市 町 村 長

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
(※間接補助がある場合、その金額も合わせて記載すること)
- 2 令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)所要額調書(別表1)
- 3 令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)内訳書(別表2)
- 4 変更申請の場合は、1にかかわらず次の通りとする。
申 請 額 金 円 (A)
前回までの交付決定額 金 円 (B)
差引今回変更増△減額 金 円 (A) － (B)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) その他参考となる資料

別紙様式4

＜ 番 号 ＞
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

〇 〇 道 府 県 知 事

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)の交付申請書(市町村分)の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)交付申請書

●●市外 ●市町村分

令和7年度（令和6年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金
（保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事
業）等（令和6年度補正予算分）分）国庫補助所要額市町村別内訳表

道府県名

[illegible]

別紙様式5

＜ 番 号 ＞
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

東 京 都 知 事

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)の交付申請書(市町村分)の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理したので、提出する。

(添付資料)

- 1 令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)交付申請書

●●市外 ●市町村分

令和7年度（令和6年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金
（保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事
業）等（令和6年度補正予算分）分）国庫補助所要額市町村別内訳表

東京都

[illegible]

< 番 号 >

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)交付決定通知書

〇 〇 市 町 村

令和 年 月 日第※号で申請のあった令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、令和 年 月 日こ成保第※号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

〇 〇 都 道 府 県 知 事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和※年※月※日こ成保第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの補助金の額は別紙のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、別紙のとおりである。
- 4 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分) 交付決定調書

市町村名 _____

(直接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)		
保育環境改善等事業		
過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業		
合 計		

(間接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)		
保育環境改善等事業		
合 計		

別紙様式7

< 番 号 >

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)変更交付決定通知書

〇 〇 市 町 村

令和 年 月 日第※号で交付決定の通知をした令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)については、令和 年 月 日第※号申請に基づき、令和 年 月 日こ成保第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第1項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。)

※()内は返還がある場合

令和 年 月 日

〇 〇 都 道 府 県 知 事

1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和※年※月※日こ成保第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)交付要綱」の3に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は別紙のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加(減少)額	金	円
補助金の額	金	円
内今回追加交付(一部取消)額	金	円

3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分) 変更交付決定調書

市町村名

(直接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)		
保育環境改善等事業		
過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業		
合計		

(間接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)		
保育環境改善等事業		
合計		

別紙様式8

＜ 番 号 ＞
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

〇 〇 都 道 府 県 知 事
〇 〇 市 町 村 長

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)の事業実績報告について

令和 年 月 日こ成保第※号をもって交付決定された標記の事業を完了したので、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)精算書(別表1)
- 2 令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料

別紙様式9

＜ 番 号 ＞
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

〇 〇 道 府 県 知 事

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)の事業実績報告書(市町村分)の提出について

令和 年 月 日こ成保第※号により交付された令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)国庫補助精算額市町村別内訳表
- 2 令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)事業実績報告書

●●市外 ●市町村分

令和7年度（令和6年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）等（令和6年度補正予算分）分）国庫補助所要額市町村別内訳表

道府県名

[illegible]

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

別紙様式10

＜ 番 号 ＞
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

東 京 都 知 事

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)の事業実績報告書(市町村分)の提出について

令和 年 月 日こ成保第※号により交付された令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理したので、提出する。

(添付資料)

- 1 令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)国庫補助精算額市町村別内訳表
- 2 令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)事業実績報告書

●●市外 ●市町村分

令和7年度（令和6年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）等（令和6年度補正予算分）分）国庫補助所要額市町村別内訳表

東京都

[illegible]

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

別紙様式11

< 番 号 >

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)交付額確定通知書

〇 〇 市 町 村

令和 年 月 日こ成保第※号をもって交付決定された令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)については、令和 年 月 日第※号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日こ成保第※号をもって交付額を金 円に確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。)

※()内は返還がある場合

令和 年 月 日

〇 〇 都 道 府 県 知 事

(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

別表1

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)所要額調書(都道府県事業)

都道府県名										
事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	差引追加交付(一部取消)申請額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)										
保育環境改善等事業(安全対策事業)										
小計(直接補助事業分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	差引追加交付(一部取消)申請額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)							※1	※2		
保育環境改善等事業(安全対策事業)							※1	※2		
小計(間接補助事業分)							0	0	0	0

合計							0	0	0	0
----	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

(記載上の注意)

- 1. 直接補助事業分については、①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
- 2. 間接補助事業分については、⑦欄及び⑧欄に、別表2により算出された合計(※1及び※2)を記入すること。
- 3. ⑨欄および⑩欄については、交付要綱の8による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

別表1

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)所要額調書(市町村事業)

市町村名										
事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	差引追加交付(一部取消)申請額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)										
保育環境改善等事業(安全対策事業)										
過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業										
小計(直接補助事業分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	差引追加交付(一部取消)申請額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)							※1	※2		
保育環境改善等事業(安全対策事業)							※1	※2		
小計(間接補助事業分)							0	0	0	0

合計							0	0	0	0
----	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

(記載上の注意)

- 1. 直接補助事業分については、①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
- 2. 間接補助事業分については、⑦欄及び⑧欄に、別表2により算出された合計(※1及び※2)を記入すること。
- 3. ⑨欄及び⑩欄については、交付要綱の8による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

別表2

1－1 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

都道府県名 _____
市 町 村 名 _____

	総事業費 ①	寄付金その他の収入 予定額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入								
通訳や翻訳のための機器の導入								
認可外保育施設における機器の導入								
病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入								
保育士等の研修のオンライン化事業								
保育士資格取得・登録に係るオンライン 手続化								
児童館のICT化を行うためのシステム 導入								
医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入								
こども誰でも通園制度実施施設におけるICT機器導入								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の1－1①から1－1⑨の合計額を記入すること。

別表2

1－1① 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（直接補助事業分）

(1) 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入

財政力指数	協議会等の設置	都道府県名
		市町村名

対象施設名 ①	区分 ②	過去に補助を受けて導入したシステムの有無 ③	導入機能				端末購入等 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の収入予定額 ⑦	差引額 ⑧(⑥－⑦)	対象経費の支出予定額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×2/3) (⑫×1/2)	申し出の有無 ⑭
			④	a	b	c	d									
か所	(選択)		機能数	か所	か所	か所	か所	(選択)	円	円	円	円	円	円	円	有 か所
0			0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
			0							0			0	0	0	
			0							0			0	0	0	
			0							0			0	0	0	
			0							0			0	0	0	
			0							0			0	0	0	
			0							0			0	0	0	

(記載上の注意)

1. 市町村、保育事業者、ICT関連事業者等で構成される協議会等を設置し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議している場合、「協議会等の設置」欄のプルダウンから「○」を選択すること。
2. ②～⑤欄及び⑭欄は、プルダウンから選択して入力すること。
3. ④欄は、(a)保育に係る計画・記録に関する機能、(b)園児の登園及び降園の管理に関する機能、(c)保護者との連絡に関する機能、(d)キャッシュレス決済に関する機能について、導入を予定している機能の欄に「○」を選択すること。
4. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
5. ⑫欄は、⑪と同額を記入すること。
6. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
8. ⑭欄は、「業務の効率化による費用等の削減効果が生じた場合は、保育士等の処遇も含めた保育の質の向上に資する取組に充てることとする」旨を申し出た施設は「有」、申し出のない施設は「無」のいずれかを記入すること。

別表2

1－1② 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（財政力指数1.0未満の市町村（特別区を除く））（直接補助事業分）

(2)通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名	
財政力指数	

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助 所要額 ⑩(⑨×1/2)
か所 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0

(記載上の注意)

- 1. ②欄は、保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）のいずれかを記入す
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑨欄は、⑧欄と同額を記入すること。
- 4. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表2

1－1③ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

(3)認可外保育施設における機器の導入

協議会等の設置	都道府県 市町村名
—	財政力指数

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入 予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助 所要額 ⑩(⑨×2/3) (⑨×1/2)
0	か所	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0

- 1. 都道府県等、保育事業者、ICT関連事業者等で構成される協議会等を設置し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議している場合、「協議会等の設置」欄のプルダウンから「○」を選択すること。
- 2. ②欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかをプルダウンから選択して記入すること。
- 3. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4. ⑨欄は、⑧欄の額を記入すること。
- 5. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 6. 特別区及び財政力指数が1.0以上の都道府県等が本事業を実施する場合は、園児の登園及び降園の管理に関する機能の導入の場合のみであることに留意すること。

別表2

1－1④ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

(4)病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入

管内病児保育施設数	うちICT導入施設	導入率(※)
		#DIV/0!

市町村名

自治体名 ①	区分 ②	対象事業種別 ③				総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助 基本額 ⑩	国庫補助 所要額 ⑪(⑩×1/2) (⑩×2/3)
			病児		一時預かり	円	円	円	円	円	円	円	円
											0	0	#DIV/0!

1. 管内の病児保育施設の70%以上(※)に予約システムを導入している場合、補助率嵩上げの適用となる。
2. ①欄は市町村で実施した場合に導入した部署名を記入すること。
3. ③欄は、実施した対象事業の種別に○をすること。病児・・・病児保育事業 一時預かり・・・一時預かり事業
4. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
5. ⑩欄は、⑨欄の額を記入すること。
6. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

対象施設名 ①	区分 ②	対象事業種別 ③				総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助 基本額 ⑩	国庫補助 所要額 ⑪(⑩×1/2) (⑩×2/3)
						円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
			病児		一時預かり			0			0	0	0
			病児		一時預かり			0			0	0	0
			病児		一時預かり			0			0	0	0
			病児		一時預かり			0			0	0	0
			病児		一時預かり			0			0	0	0

1. ①欄は実施した施設名を記入すること。
2. ②欄は、市町村以外の施設で実施した場合は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、病院、診療所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。
()内には具体的な実施場所を記入すること。
3. ③欄は、実施した対象事業の種別に○をすること。病児・・・病児保育事業 一時預かり・・・一時預かり事業
4. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
5. ⑩欄は、⑨欄の額を記入すること。
6. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－1⑤ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

都道府県 市町村名	
--------------	--

(5)保育士等の研修のオンライン化事業

総事業費 ①	寄付金その他の収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧(⑦×1/2)
		0		0	0	0	0
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。

2. ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。

3. ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－1⑥ 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（直接補助事業分）

都道府県	
------	--

(6)保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化

総事業費 ①	寄付金その他の収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2)
		0			0	0	0
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表2

1－1⑦ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

都道府県 市町村名	
--------------	--

(7) 児童館のICT化を行うためのシステム導入

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入 予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助 所要額 ⑩(⑨×1/2)
か所 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0

- 1. ②欄は、児童館、児童センター、大型児童館のいずれかを記入すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑨欄は、⑧欄の額を記入すること。
- 4. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－1⑧ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

市町村名	
------	--

(8)医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入 予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助 所要額 ⑩(⑨×1/2)
か所 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0

- 1. ②欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑨欄は、⑧欄の額を記入すること。
- 4. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－1⑨ 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（直接補助事業分）
（9）こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器導入

協議会等の設置

市町村名	
財政力指数	

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入 予定額 ④	差引額 ⑤（③－④）	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助 所要額 ⑩（⑨×2／3） （⑨×1／2）
か所 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0

1. 市町村、保育事業者、ICT関連事業者等で構成される協議会等を設置し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議している場合、「協議会等の設置」欄のプルダウンから「○」を選択すること。
2. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター、その他（ ）のいずれかを記入すること。
ただし、1－1①、1－2①及び『「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領」（平成27年5月21日 初等中等教育局長裁定）の 別紙4 幼児教育の質の向上のためのICT化支援』において対象となっている施設の一部で実施するもの並びに特別区及び財政力指数が1.0以上の市町村が運営するものを除く。
3. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
4. ⑨欄は、⑧欄の額を記入すること。
5. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表2

都道府県名 _____

1-2 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

市 町 村 名 _____

	総事業費 ①	寄付金その他の収入 予定額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	(⑥×3/4等) ⑦	自治体補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助 所要額 ⑩
保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入										
通訳や翻訳のための機器の導入										
認可外保育施設における機器の導入										
病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入										
保育士等の研修のオンライン化事業										
保育士資格取得・登録に関するオンライン手続化										
児童館のICT化を行うためのシステム導入										
医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入										
こども誰でも通園制度実施施設におけるICT機器導入										
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0

1. ①欄から⑩欄までの各欄には、別表2の1-2①から1-2⑨の合計額を記入すること。

別表2

1－2① 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（間接補助事業分）

協議会等の設置	都道府県名
—	市町村名

(1) 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入

対象施設名 ①	区分 ②	過去に補助を受けて導入したシステムの有無 ③	導入機能				端末購入等 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の収入予定額 ⑦	差引額 ⑧(⑥－⑦)	対象経費の支出予定額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪	(⑪×3／4) ⑫	市町村補助額 ⑬	国庫補助基本額 ⑭	国庫補助所要額 ⑮(⑭×8／9) (⑬×2／3)	申し出の有無 ⑯
			④	a	b	c	d											
か所	(選択)		機能数	か所	か所	か所	か所	(選択)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	有 か所
0				0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			0							0			0	0		0	0	
			0							0			0	0		0	0	
			0							0			0	0		0	0	
			0							0			0	0		0	0	
			0							0			0	0		0	0	
			0							0			0	0		0	0	

(記載上の注意)

- 市町村、保育事業者、ICT関連事業者等で構成される協議会等を設置し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議している場合、「協議会等の設置」欄のプルダウンから「○」を選択すること。
- ②～⑤欄及び⑯欄は、プルダウンから選択して入力すること。
- ④欄は、(a)保育に係る計画・記録に関する機能、(b)園児の登園及び降園の管理に関する機能、(c)保護者との連絡に関する機能、(d)キャッシュレス決済に関する機能について、導入を予定している機能の欄に「○」を選択すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、協議会等の設置の有無に関わらず、いずれも⑪欄の額に3／4を乗じた額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑮欄は、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑯欄は、「業務の効率化による費用等の削減効果が生じた場合は、保育士等の処遇も含めた保育の質の向上に資する取組に充てることとする」旨を申し出た施設は「有」、申し出のない施設は「無」のいずれかを記入すること。

別表2

1－2② 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（間接補助事業分）

市町村名

(2) 通訳や翻訳のための機器の導入

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入予定額 ④	差引額 ⑤(③－④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	(⑧×3／4) ⑨	市町村補助額 ⑩	国庫補助 基本額 ⑪	国庫補助 所要額 ⑫(⑪×2／3)
か所 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0

(記載上の注意)

1. ②欄は、保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）のいずれかを記入すること。
2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
3. ⑨欄は、⑧欄の額に3／4を乗じた額を記入すること。
4. ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
5. ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表2

1－2③ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

(3)認可外保育施設における機器の導入

協議会等の設置
—

都道府県
市町村名

対象施設名	区分	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑧×3/4)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	②	③	④	⑤(③-④)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫(⑪×8/9) (⑩×2/3)
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0

1. 都道府県等、保育事業者、ICT関連事業者等で構成される協議会等を設置し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議している場合、「協議会等の設置」欄のプルダウンから「○」を選択すること。
2. ②欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかをプルダウンから選択して記入すること。
3. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
4. ⑨欄は、協議会等の設置の有無に関わらず、いずれも⑧欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
5. ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
6. ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－2④ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

市町村名

(4)病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入

対象施設名 ①	区分 ②	対象事業種別 ③			総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×3/4) ⑩	市町村補助額 ⑪	国庫補助 基本額 ⑫	国庫補助 所要額 ⑬(⑫×2/3)
					円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	か所				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			病児	一時預かり			0			0	0		0	0
			病児	一時預かり			0			0	0		0	0
			病児	一時預かり			0			0	0		0	0
			病児	一時預かり			0			0	0		0	0
			病児	一時預かり			0			0	0		0	0

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、病院、診療所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。()内には具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、実施した対象事業の種別に○をすること。病児・・・病児保育事業 一時預かり・・・一時預かり事業
3. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
4. ⑩欄は、⑨欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
5. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
6. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－2⑤ 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（間接補助事業分）

都道府県 市町村名	
--------------	--

（5）保育士等の研修のオンライン化事業

総事業費 ①	寄付金その他の収入 予定額 ②	差引額 ③（①－②）	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	自治体補助額 ⑦	国庫補助 基本額 ⑧	国庫補助 所要額 ⑨（⑧×1／2）
		0		0	0		0	0
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表2

1－2⑥ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

都道府県	
------	--

(6)保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化

総事業費 ①	寄付金その他の収入 予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	都道府県補助額 ⑦	国庫補助 基本額 ⑧	国庫補助 所要額 ⑨(⑧×1/2)
		0			0		0	0
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
2. ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
3. ⑨欄は、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－2⑦ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

都道府県
市町村名

(7)児童館のICT化を行うためのシステム導入

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦	選定額 ⑧	自治体補助額 ⑨	国庫補助 基本額 ⑩	国庫補助 所要額 ⑪(⑩×1/2)
0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0

- 1. ②欄は、児童館、児童センター、大型児童館のいずれかを記入すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－2⑧ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

市 町 村 名 _____

(8)医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦	選定額 ⑧	自治体補助額 ⑨	国庫補助 基本額 ⑩	国庫補助 所要額 ⑪(⑩×1/2)
0	か所	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0

- 1. ②欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－2⑨ 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（間接補助事業分）

協議会等の設置

市 町 村 名

(9)こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器導入

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦	選定額 ⑧	(⑧×3/4) ⑨	自治体補助額 ⑩	国庫補助 基本額 ⑪	国庫補助 所要額 ⑫(⑪×8/9) (⑪×2/3)
か所 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0

1. 市町村、保育事業者、ICT関連事業者等で構成される協議会等を設置し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議している場合、「協議会等の設置」欄のプルダウンから「○」を選択すること。
2. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター、その他（ ）のいずれかを記入すること。
ただし、1－1①、1－2①及び『「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領」（平成27年5月21日 初等中等教育局長裁定）の 別紙4 幼児教育の質の向上のためのICT化支援』において対象となっている施設の一部で実施するものを除く。
3. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
4. ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
5. ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表 2

2－1 保育環境改善等事業（安全対策事業）（直接補助事業分）

都道府県
市町村 名

性被害防止対策に係る設備等支援

対象施設名 ①	設置主体 （公立、私立 の別） ②	施設種別 ③	総事業費 ④	寄付金その他 の収入予定額 ⑤	差引額 ⑥（④－⑤）	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 （⑩×1/2） ⑪	導入備品内容 （主な購入物品） ⑫					導入内容 （その他の具体的な内容を記載） ⑬
											バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
か所 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	

- （記載上の注意）
- ②欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
 - ③欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
 - ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
 - ⑩欄は、⑨欄の額を記載すること。
 - ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1、000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
 - ⑫欄は、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
 - ⑬欄は、導入内容を記載すること。
 - 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別表 2

2－2 保育環境改善等事業（安全対策事業）（間接補助事業分）

都道府県
市町村 名

性被害防止対策に係る設備等支援

対象施設名 ①	設置主体 （公立、私立 の別） ②	施設種別 ③	総事業費 ④	寄付金その他 の収入予定額 ⑤	差引額 ⑥（④－⑤）	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	（⑨×3/4） ⑩	都道府県等補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 （⑫×2/3） ⑬	導入備品内容 （主な購入物品） ⑭					導入内容 （その他の具体的な内容を記載） ⑮
													バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
か所 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	

- （記載上の注意）
- 1. ②欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
 - 2. ③欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
 - 3. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
 - 4. ⑩欄は、⑨の欄の額に3/4を乗じた額を記載すること。
 - 5. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
 - 6. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
 - 7. ⑭欄は、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
 - 8. ⑮欄は、導入内容を記載すること。
 - 9. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別表2

3－1 過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

市町村名 _____

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧(⑦×3/4) 円
(1)一般型			0			0	0	0
(2)被災地支援型			0			0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

市町村名 _____ 0

3-2 過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業(内訳)

区 分	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧(⑦×3/4)
1 検討会の開催								
2 コーディネーター等の配置								
3 多機能な取組								
合 計	円0	円0	円0	円0	円	円	円	円

- (記載上の注意)
- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄の合計額を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
 - ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

(1) 検討会の開催

会議名	実施回数	委員数	対象経費の支出予定額
①	②	③	④
	回	人	円

- (記載上の注意)
- ①欄は会議名称を記載すること。
 - ③欄は実人数を記載すること。

(2) コーディネーター等の配置

配置場所	配置主体	コーディネーター配置人数	対象経費の支出予定額
①	②	③	④
		人	円

- (記載上の注意)
- ①欄は、コーディネーター等を配置している場所(市役所 等)を記載すること。
 - ②欄は、コーディネーター等を雇用(委託を含む。)している契約主体(社会福祉法人〇〇 等)を記載すること。

(3) 多機能な取組

施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	施設類型	設立	取組内容				
							①	②	③	④	⑤
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
合計 箇所	円0	円0	円0	円0			箇所0	箇所0	箇所0	箇所0	箇所0

- (記入上の注意)
- ⑥欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所から該当するものを選択すること。
 - ⑦欄は公立か私立のいずれかを選択すること。
 - ⑧欄には「多様な保育促進事業の実施について」(令和6年3月30日こ成保第179号)別添10「過疎地域における保育機能強化・確保のためのモデル事業実施要綱」3(2)に記載する取組取組①～⑤のうち実施した取組全てに○を付けること。

別表1

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)精算書(都道府県事業)

都道府県名											
事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③ 円	対象経費の実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円	国庫補助金交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金受入済額 ⑩ 円	差引過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)											0
保育環境改善等事業(安全対策事業)											0
小計(直接補助事業分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③ 円	対象経費の実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円	国庫補助金交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金受入済額 ⑩ 円	差引過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)							※1	※2			0
保育環境改善等事業(安全対策事業)							※1	※2			0
小計(間接補助事業分)							0	0	0	0	0

合計							0	0	0	0	0
----	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

(記載上の注意)

1. 直接補助事業分については、①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
2. 間接補助事業分については、⑦欄及び⑧欄に、別表2により算出された合計(※1及び※2)を記入すること。

別表1

令和7年度(令和6年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)等(令和6年度補正予算分)分)精算書(市町村事業)

市町村名											
事業名	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧	国庫補助金交付決定額 ⑨	国庫補助金受入済額 ⑩	差引過不足額 ⑪(⑩-⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)											0
保育環境改善等事業(安全対策事業)											0
過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業											0
小計(直接補助事業分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧	国庫補助金交付決定額 ⑨	国庫補助金受入済額 ⑩	差引過不足額 ⑪(⑩-⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)							※1	※2			0
保育環境改善等事業(安全対策事業)							※1	※2			0
小計(間接補助事業分)							0	0	0	0	0

合計							0	0	0	0	0
----	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

(記載上の注意)

1. 直接補助事業分については、①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
2. 間接補助事業分については、⑦欄及び⑧欄に、別表2により算出された合計(※1及び※2)を記入すること。

別表2

1-1 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

都道府県
市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入								
通訳や翻訳のための機器の導入								
認可外保育施設における機器の導入								
病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入								
保育士等の研修のオンライン化事業								
保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化								
児童館のICT化を行うためのシステム導入								
医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入								
こども誰でも通園制度実施施設におけるICT機器導入								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の1-1①から1-1⑧の合計額を記入すること。

別表2

1－1① 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（直接補助事業分）

(1) 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入

財政力指数	協議会等の設置	都道府県名
		市町村名

対象施設名 ①	区分 ②	過去に補助を受けて導入したシステムの有無 ③	導入機能				端末購入等 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の収入額 ⑦	差引額 ⑧(⑥－⑦)	対象経費の実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×2/3) (⑫×1/2)	申し出の有無 ⑭
			④	a	b	c	d									
か所	(選択)		機能数	か所	か所	か所	か所	(選択)	円	円	円	円	円	円	円	有 か所
0				0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
			0							0			0	0	0	
			0							0			0	0	0	
			0							0			0	0	0	
			0							0			0	0	0	
			0							0			0	0	0	
			0							0			0	0	0	

- (記載上の注意)
1. 市町村、保育事業者、ICT関連事業者等で構成される協議会等を設置し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議している場合、「協議会等の設置」欄のプルダウンから「○」を選択すること。
 2. ②～⑤欄及び⑭欄は、プルダウンから選択して入力すること。
 3. ④欄は、(a)保育に係る計画・記録に関する機能、(b)園児の登園及び降園の管理に関する機能、(c)保護者との連絡に関する機能、(d)キャッシュレス決済に関する機能について、導入を予定している機能の欄に「○」を選択すること。
 4. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
 5. ⑫欄は、⑪欄と同額を記入すること。
 6. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 7. ⑭欄は、「業務の効率化による費用等の削減効果が生じた場合は、保育士等の処遇も含めた保育の質の向上に資する取組に充てることとする」旨を申し出た施設は「有」、申し出のない施設は「無」のいずれかを記入すること。

別表2

1－1② 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（財政力指数1.0未満の市町村（特別区を除く））（直接補助事業分）
(2)通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名	
財政力指数	

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助 所要額 ⑩(⑨×1/2)
か所 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0

(記載上の注意)

- 1. ②欄は、保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）のいずれかを記入す
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑨欄は、⑧欄と同額を記入すること。
- 4. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表2

1－1③ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

(3)認可外保育施設における機器の導入

協議会等の設置	都道府県市町村名
—	財政力指数

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×2/3) (⑨×1/2)
0 か所		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0

- 1. 都道府県等、保育事業者、ICT関連事業者等で構成される協議会等を設置し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議している場合、「協議会等の設置」欄のプルダウンから「○」を選択すること。
- 2. ②欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかをプルダウンから選択して記入すること。
- 3. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4. ⑨欄は、⑧欄の額を記入すること。
- 5. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 6. 特別区及び財政力指数が1.0以上の都道府県等が本事業を実施する場合は、園児の登園及び降園の管理に関する機能の導入の場合のみであることに留意すること。

別表2

1－1④ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

(4)病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入

管内病児保育施設数	うちICT導入施設	導入率(※)
		#DIV/0!

市町村名

自治体名 ①	区分 ②	対象事業種別 ③				総事業費 ④	寄付金その他の 収入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助 基本額 ⑩	国庫補助 所要額 ⑪(⑩×1/2) (⑩×2/3)
			病児		一時預かり	円	円	円	円	円	円 0	円 0	円 #DIV/0!

1. 管内の病児保育施設の70%以上(※)に予約システムを導入している場合、補助率嵩上げの適用となる。
2. ①欄は市町村で実施した場合に導入した部署名を記入すること。
3. ③欄は、実施した対象事業の種別に○をすること。病児・・・病児保育事業 一時預かり・・・一時預かり事業
4. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
5. ⑩欄は、⑨欄の額を記入すること。
6. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

対象施設名 ①	区分 ②	対象事業種別 ③				総事業費 ④	寄付金その他の 収入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助 基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助 基本額 ⑩	国庫補助 所要額 ⑪(⑩×1/2)
						円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
			病児		一時預かり			0			0	0	0
			病児		一時預かり			0			0	0	0
			病児		一時預かり			0			0	0	0
			病児		一時預かり			0			0	0	0
			病児		一時預かり			0			0	0	0

1. ①欄は実施した施設名を記入すること。
2. ②欄は、市町村以外の施設で実施した場合は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、病院、診療所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。
()内には具体的な実施場所を記入すること。
3. ③欄は、実施した対象事業の種別に○をすること。病児・・・病児保育事業 一時預かり・・・一時預かり事業
4. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
5. ⑩欄は、⑨欄の額を記入すること。
6. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－1⑤ 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（直接補助事業分）

都道府県 市町村名	
--------------	--

（5）保育士等の研修のオンライン化事業

総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③（①－②）	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧（⑦×1／2）
		0		0	0	0	0
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表2

1－1⑥ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

都道府県	
------	--

(6)保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化

総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧(⑦×1/2)
		0			0	0	0
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－1⑦ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

都道府県 市町村名	
--------------	--

(7)児童館のICT化を行うためのシステム導入

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1／2)
か所 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0

- 1. ②欄は、児童館、児童センター、大型児童館のいずれかを記入すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑨欄は、⑧欄の額を記入すること。
- 4. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－1⑧ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

市町村名	
------	--

(8)医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1／2)
か所 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0

1. ②欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
3. ⑨欄は、⑧欄の額を記入すること。
4. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－1⑨ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

(9)こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器導入

協議会等の設置	市町村名
	財政力指数

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×2/3) (⑨×1/2)
か所 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0
				0		0	0	0	0

1. 市町村、保育事業者、ICT関連事業者等で構成される協議会等を設置し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議している場合、「協議会等の設置」欄のプルダウンから「○」を選択すること。
2. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター、その他()のいずれかを記入すること。
ただし、1－1①、1－2①及び『教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)実施要領』(平成27年5月21日 初等中等教育局長裁定)の 別紙4 幼児教育の質の向上のためのICT化支援』において対象となっている施設の一部で実施するもの並びに特別区及び財政力指数が1.0以上の市町村が運営するものを除く。
3. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
4. ⑨欄は、⑧欄の額を記入すること。
5. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1-2 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

都道府県
市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	(⑥×3/4等) ⑦	自治体補助額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩
保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入										
通訳や翻訳のための機器の導入										
認可外保育施設における機器の導入										
病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入										
保育士等の研修のオンライン化事業										
保育士資格取得・登録に関するオンライン手続化										
児童館のICT化を行うためのシステム導入										
医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入										
こども誰でも通園制度実施施設におけるICT機器導入										
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0

1. ①欄から⑩欄までの各欄には、別表2の1-2①から1-2⑨の合計額を記入すること。

別表2

1－2① 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（間接補助事業分）

協議会等の設置

都道府県名

市町村名

(1) 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入

対象施設名 ①	区分 ②	過去に補助を受けて導入したシステムの有無 ③	導入機能				端末購入等 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の収入額 ⑦	差引額 ⑧(⑥－⑦)	対象経費の実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪	(⑪×3/4) ⑫	市町村補助額 ⑬	国庫補助基本額 ⑭	国庫補助所要額 ⑮(⑭×8/9) (⑭×2/3)	申し出の有無 ⑯
			④	a	b	c	d											
か所	(選択)		機能数	か所	か所	か所	か所	(選択)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	有 か所
0			0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			0							0			0	0		0	0	
			0							0			0	0		0	0	
			0							0			0	0		0	0	
			0							0			0	0		0	0	
			0							0			0	0		0	0	
			0							0			0	0		0	0	

(記載上の注意)

1. 市町村、保育事業者、ICT関連事業者等で構成される協議会等を設置し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議している場合、「協議会等の設置」欄のプルダウンから「○」を選択すること。
2. ②～⑤欄及び⑯欄は、プルダウンから選択して入力すること。
3. ④欄は、(a)保育に係る計画・記録に関する機能、(b)園児の登園及び降園の管理に関する機能、(c)保護者との連絡に関する機能、(d)キャッシュレス決済に関する機能について、導入を予定している機能の欄に「○」を選択すること。
4. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
5. ⑫欄は、協議会等の設置の有無に関わらず、いずれも⑪欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. ⑭欄は、⑫欄と⑬欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7. ⑮欄は、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
8. ⑯欄は、「業務の効率化による費用等の削減効果が生じた場合は、保育士等の処遇も含めた保育の質の向上に資する取組に充てることとする」旨を申し出た施設は「有」、申し出のない施設は「無」のいずれかを記入すること。

別表2

1－2② 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（間接補助事業分）

市町村名

(2) 通訳や翻訳のための機器の導入

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入額 ④	差引額 ⑤(③－④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	(⑧×3／4) ⑨	市町村補助額 ⑩	国庫補助 基本額 ⑪	国庫補助 所要額 ⑫(⑪×2／3)
か所 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0

(記載上の注意)

1. ②欄は、保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）のいずれかを記入すること。
2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
3. ⑨欄は、⑧欄の額に3／4を乗じた額を記入すること。
4. ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
5. ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表2

1－2③ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

協議会等の設置
—

都道府県
市 町 村 名

(3)認可外保育施設における機器の導入

対象施設名	区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑧×3/4)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	②	③	④	⑤(③-④)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫(⑪×8/9) (⑪×2/3)
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0

1. 都道府県等、保育事業者、ICT関連事業者等で構成される協議会等を設置し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議している場合、「協議会等の設置」欄のプルダウンから「○」を選択すること。
2. ②欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかをプルダウンから選択して記入すること。
3. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
4. ⑨欄は、協議会等の設置の有無に関わらず、いずれも⑧欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
5. ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
6. ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－2④ 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（間接補助事業分）

市町村名

(4)病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステムの導入

対象施設名 ①	区分 ②	対象事業種別 ③		総事業費 ④	寄付金その他の収入額 ⑤	差引額 ⑥(④－⑤)	対象経費の実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×3／4) ⑩	市町村補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×2／3)
0	か所			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
		病児	一時預かり			0			0	0		0	0
		病児	一時預かり			0			0	0		0	0
		病児	一時預かり			0			0	0		0	0
		病児	一時預かり			0			0	0		0	0
		病児	一時預かり			0			0	0		0	0

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、病院、診療所、単独施設、その他（ ）のいずれかを記入すること。（ ）内には具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、実施した対象事業の種別に○をすること。病児・・・病児保育事業 一時預かり・・・一時預かり事業
3. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
4. ⑩欄は、⑨欄の額に3／4を乗じた額を記入すること。
5. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
6. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表2

1－2⑤ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

都道府県 市町村名	
--------------	--

(5)保育士等の研修のオンライン化事業

総事業費 ①	寄付金その他の収入 額 ②	差引額 ③(①－②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	自治体補助額 ⑦	国庫補助 基本額 ⑧	国庫補助 所要額 ⑨(⑧×1／2)
		0		0	0		0	0
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
2. ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
3. ⑨欄は、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－2⑥ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

都道府県	
------	--

(6)保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化

総事業費 ①	寄付金その他の収入 額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	都道府県補助額 ⑦	国庫補助 基本額 ⑧	国庫補助 所要額 ⑨(⑧×1/2)
		0			0		0	0
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑨欄は、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－2⑦ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

都道府県
市町村名

(7)児童館のICT化を行うためのシステム導入

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦	選定額 ⑧	自治体補助額 ⑨	国庫補助 基本額 ⑩	国庫補助 所要額 ⑪(⑩×1/2)
0	か所	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0

- 1. ②欄は、児童館、児童センター、大型児童館のいずれかを記入すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－2⑧ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

市 町 村 名

(8)医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	自治体補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/2)
0	か所	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0
				0		0	0		0	0

- 1. ②欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

1－2⑨ 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（間接補助事業分）

協議会等の設置

市 町 村 名

(9)こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器導入

対象施設名 ①	区分 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	(⑧×3/4) ⑨	自治体補助額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×8/9) (⑪×2/3)
か所 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0
				0		0	0	0		0	0

1. 市町村、保育事業者、ICT関連事業者等で構成される協議会等を設置し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議している場合、「協議会等の設置」欄のプルダウンから「○」を選択すること。
2. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター、その他()のいずれかを記入すること。
ただし、1－1①、1－2①及び『「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)実施要領」(平成27年5月21日 初等中等教育局長裁定)の 別紙4 幼児教育の質の向上のためのICT化支援』において対象となっている施設の一部で実施するものを除く。
3. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
4. ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
5. ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表 2

2－1 保育環境改善等事業（安全対策事業）（直接補助事業分）

都道府県
市町村 名

性被害防止対策に係る設備等支援

対象施設名 ①	設置主体 （公立、私立 の別） ②	施設種別 ③	総事業費 ④	寄付金その他 の収入額 ⑤	差引額 ⑥（④－⑤）	対象経費の 支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 （⑩×1/2） ⑪	導入備品内容 （主な購入物品） ⑫					導入内容 （その他の具体的な内容を記載） ⑬
											バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
か所 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	

- （記載上の注意）
- ②欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
 - ③欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
 - ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
 - ⑩欄は、⑨欄の額を記載すること。
 - ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
 - ⑫欄は、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
 - ⑬欄は、導入内容を記載すること。
 - 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別表 2

2-2 保育環境改善等事業（安全対策事業）（間接補助事業分）

都道府県
市町村 名

性被害防止対策に係る設備等支援

対象施設名 ①	設置主体 （公立、私立 の別） ②	施設種別 ③	総事業費 ④	寄付金その他 の収入額 ⑤	差引額 ⑥ ④－⑤	対象経費の 支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	⑨×3/4 ⑩	都道府県等補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬ ⑪×2/3	導入備品内容 （主な購入物品） ⑭					導入内容 （その他の具体的な内容を記載） ⑮
													バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
か所 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	

（記載上の注意）

1. ②欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。

2. ③欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。

3. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

4. ⑩欄は、⑨の欄の額に3/4を乗じた額を記載すること。

5. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。

6. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。

7. ⑭欄は、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）

8. ⑮欄は、導入内容を記載すること。

9. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別表2

3－1 過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

市町村名 _____

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧(⑦×3/4)
	円	円	円	円	円	円	円	円
(1)一般型			0			0	0	0
(2)被災地支援型			0			0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

- (記載上の注意)
- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
 - 3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

市町村名 _____ 0

3-2 過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業（内訳）

区 分		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧(⑦×3/4)
1	検討会の開催								
2	コーディネーター等の配置								
3	多機能な取組								
合 計		円 0	円 0	円 0	円 0	円	円	円	円

（記載上の注意）

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄の合計額を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。

(1) 検討会の開催

会議名	実施回数	委員数	対象経費の実支出額
①	②	③	④
	回	人	円

（記載上の注意）

- 1. ①欄は会議名称を記載すること。
- 2. ③欄は実人数を記載すること。

(2) コーディネーター等の配置

配置場所	配置主体	コーディネーター配置人数	対象経費の実支出額
①	②	③	④
		人	円

（記載上の注意）

- 1. ①欄は、コーディネーター等を配置している場所（市役所 等）を記載すること。
- 2. ②欄は、コーディネーター等を雇用（委託を含む。）している契約主体（社会福祉法人〇〇 等）を記載すること。

(3) 多機能な取組

施設名		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	施設類型	設立	取組内容				
		②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	③	④	⑤
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
合計 箇所		円 0	円 0	円 0	円 0			箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0

（記入上の注意）

- 1. ⑥欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所から該当するものを選択すること。
- 2. ⑦欄は公立か私立のいずれかを選択すること。
- 3. ⑧欄には「多様な保育促進事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第179号）別添10「過疎地域における保育機能強化・確保のためのモデル事業実施要綱」3（2）に記載する取組取組①～⑤のうち実施した取組全てに○を付けること。